



村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

December.2011

No.603

12

十津川

村報とつかわ

むらづくりのキャッチフレーズ「心身再生の郷」

【特集】

P2~P7 災害特集

- カメラスケッチ○お知らせ○議会だより○村職員の給与等
- 国保だより○国民年金○税○村を元気にするために○人の動き

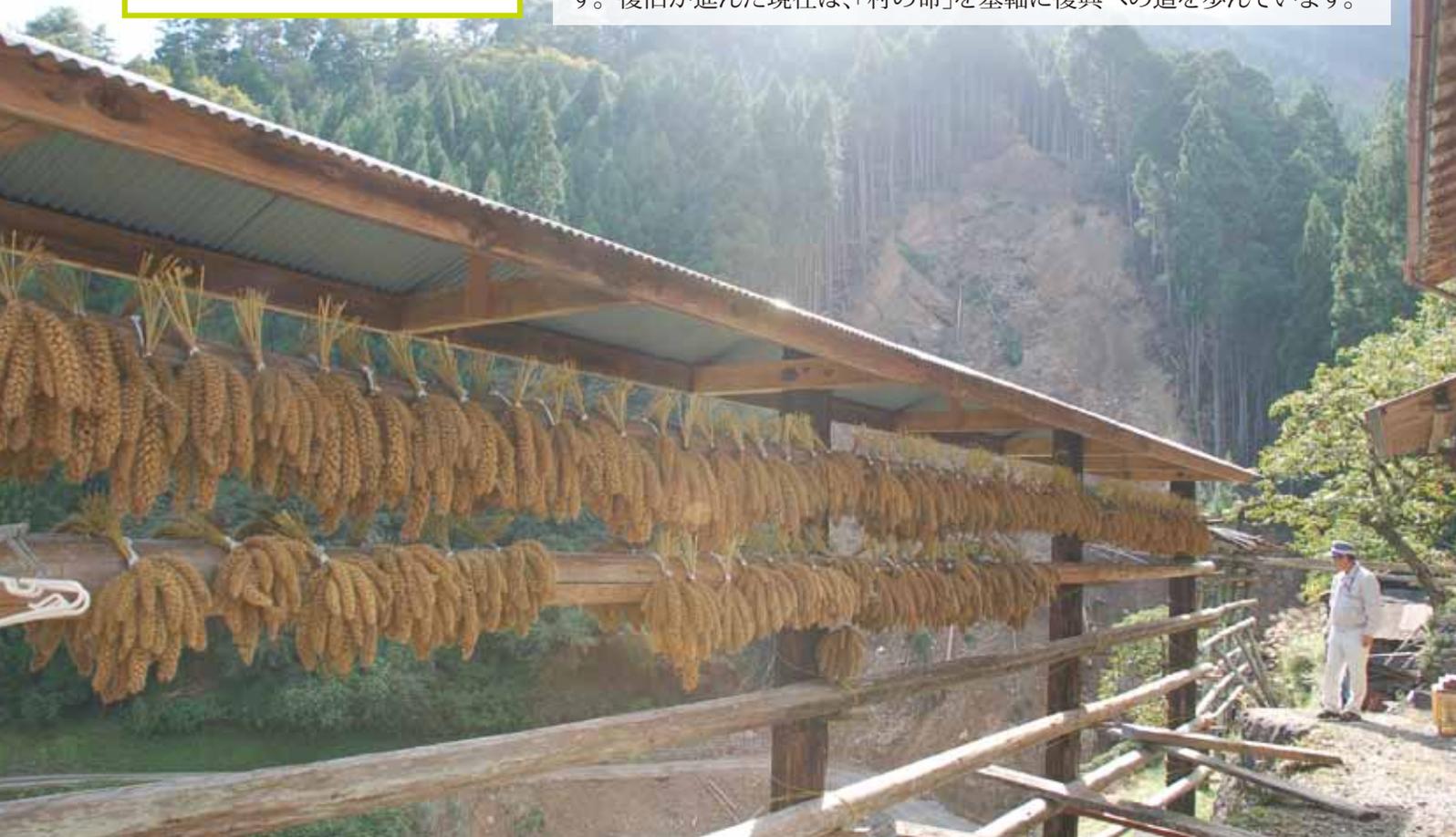


災害特集

被害甚大 復旧・復興に向けて

村長の想い～メッセージ～

経験したことのない災害を目の当たりにした時「村民の命」が基軸にありました。そのため、避難指示など発令し、何度も避難をお願いしました。大変なご迷惑をおかけしましたが、命を守るためご理解をいただきたいと思います。復旧が進んだ現在は、「村の命」を基軸に復興への道を歩んでいます。



※写真はいずれも10月1日 神納川区

9月の台風12号がもたらした紀伊半島大水害は、近畿地方や四国地方を中心に各地に大きな爪跡を残しました。村でも家屋被害や道路被害、河川の氾濫、土砂ダムの脅威、さらに村民の尊い命が奪われ、明治22年の大水害以降、最大の被害となりました。被災から3か月が経過した現在も6名の方々が行方不明で、地元消防団や警察の方々の協力をいただき搜索活動を続けています。ご家族の心労をお察しすると一刻も早い発見を心からお祈りします。

被災された方々や避難生活を余儀なくされている方々が少しでも早く元の安心した生活を取り戻せるよう、引き続き、国や県、復興に携わる方々と協力して復旧・復興に取り組んでいかなければなりません。また、地域防災力の強化、農林業や観光業の産業復興に取り組むため、役場庁内に復旧・復興に向けた組織を立ち上げ、みなさんの合意の下、年度内には復興計画を策定したいと考えています。

経済の発展や雇用の創出をどうするか、また、安全な場所はどこなのか、先人からの知恵を受け継いでやっつけていかなければなりません。また、明治22年に新十津川へ移住したときの状況などを見直し、今に生かしていきたいと考え



地域の声



「村長きづかないんかい」。災害から1か月となる10月1日、神納川区で自分たちのことよりも先に村長の体調を気遣う地域の人々。生活に直結する道路がまだまだ復旧していない状態の中「同じ村内で、被害を受けた人のことを想うと、道が通らんことぐらいはいたいたことない」と笑顔を見せてくれました。家のすぐそばで起きた山崩れを体験した人は、「山から『パキパ



キ』という音が聞こえ、木の根っこを洗うように落ちて行った」とその瞬間を語ってくれました。避難所で過ごした方が「神納川HBPで旧五百瀬小学校の施設を使っていたから、そこに避難したときどこに何があるか、また、誰がどの作業を得意とするか、避難したときも全員まとまっていた」と話されたことに日ごろのコミュニティの強さを感じました。また、民宿を営む女性は「集落が孤立し避難生活を送る中で、改めて『物や食べ物』の大切さを実感した。欲しいもののほとんどが手に入る時代で、まだ使えるものでも使い捨てていた。何でも消費する生活の見直しが必要と気づかされた。山村で自然と共に生活してきた先人から学ぶことは多くあるはず」と語ってくれました。「誰かは地域に残らないと。豪雨が続きたいときもここに残ると決めていた」と話された区長の言葉が強く印象に残りました。

ています。

過去の歴史を顧みると、村の危機に植林などの事業で仕事をにつくり(勸業林)、村が一つになっていく様子が記されています。

経済が動かないと村の命が死んでしまいます。Uターンだけではなく、共鳴者(村のファン)にも来村してもらおうことが大切だと感じています。

村は都会の政治に関心を持ち続けた唯一の山郷です。都会の方も共感できる生活環境を整えるため、ケーブルも引き込み

ました。

中山間の意義や存在価値を見直し、国の発展と結びつけて村の復興を考えていかなければなりません。

東日本大震災以降、日本人としての考え

方が変わりつつあるように思いますが、自分だけが良いのではなく、共に助け合いコミュニティを大切にする時代に変わろうとしている気がします。

十津川式の自治で地域のコミュニティづくりを進め、



歴史、文化、伝統、絆を大切にし、「生きる力」

「生きる術(すべ)」「生きる場」がある村づくりを「心身再生の郷」を基軸に進めていく必要があります。



国や県、市町村や自衛隊員、復旧復興に携わっていただいた方々、本当に多くの皆様が村に勇気と力を与えてくださいました。村外から村を支え応援していただいている多くの方々から、連日のように義援金や寄付金、救援物資が届き、そこには励ましの言葉が添えられていました。

さまざまなかたちでお力を与えていただいたことに心から感謝し、そして糧にして十津川村は復興に向けて歩み続けていきます。

災害集 災特集

- ▼9月19日▽大雨注意報発令で
大字永井大畑瀨決壊の恐れがあり
大字重里に避難勧告発令
- ▼9月20日▽国道168号五條
市大塔町辻堂地内が悪天候で全
面通行止▽台風15号最接近
- ▼9月21日▽五條市大塔町赤谷
土砂ダムの水位上昇で国道16
8号高津から長殿村境まで全面
通行止
- ▼9月22日▽赤谷土砂ダムの越
流を上空から確認▽上野地で土
砂ダムの説明会実施▽ホテル昂
「星の湯」お風呂の無料開放開始
- ▼9月23日▽重里地区の避難勧
告解除▽十津川村土砂災害緊急
情報現地対策連絡協議会設立▽
気象庁来庁
- ▼9月24日▽滝川で栗平土砂ダ
ムの説明会実施▽重里で大畑瀨

災害から今日まで

村の出来事(9月18日から11月14日まで)

- の説明会実施
- ▼9月26日▽上野地で警戒区域
見直しの説明会実施▽警戒区域
の一部解除
- ▼9月27日▽行方不明者の一斉
搜索
- ▼9月29日▽小井地区の避難指
示解除
- ▼9月30日▽十津川村社会福祉
協議会災害ボランティアセン
ター閉所
- ▼10月3日▽十津川村社会福祉
協議会のデイサービス再開▽村
内全ての小中学校で授業再開
- ▼10月4日▽村内一斉で犠牲に
なられた方に黙とう
- ▼10月5日▽村営バス一部運行
再開
- ▼10月7日▽国道168号大字
桑畑樫砂古の通行止解除▽桑畑
本在の避難指示解除▽上野地で
赤谷土砂ダムの工事状況など説
明会実施▽県が台風12号災害復
旧・復興推進本部を設立
- ▼10月8日▽国土交通省近畿地
方整備局による長殿地区と栗平
地区の土砂ダム緊急対策工事が
決定
- ▼10月9日▽長殿・栗平の土砂
ダム緊急対策工事着手▽みんな
の運動会開催(十津川おやじの
会主催)
- ▼10月11日▽十津川高校授業再
開▽国土交通省が紀伊半島で崩
落した土砂の量を約1億立方
メートルと発表
- ▼10月13日▽村営バス二津野
線、七色・本宮線運行再開▽新
十津川町長来村▽行方不明者の
一斉搜索
- ▼10月14日▽国道168号宮井
から新宮間の通行止解除▽自衛隊
撤退式▽大雨注意報発令で警戒
区域の一時立入禁止▽県が被災者
向け仮設住宅を着工▽国土交通
省近畿地方整備局道路部長来村
- ▼10月16日▽赤谷の土砂ダムが
越流
- ▼10月17日▽大雨注意報が解除
され警戒区域の一時立入再開▽
村営バス奥高滝から奥武蔵間の
運行開始▽CENALが村内で
復興応援コンサート実施▽前田
国交大臣が被災地3県視察
- ▼10月19日▽観光協会が玉置神
社で供湯祭
- ▼10月21日▽県五條土木事務所
十津川復旧復興課開所(役場庁
内)
- ▼10月22日▽社会福祉協議会が
各地区でふれあいの会開始
- ▼10月23日▽みどり保育所・平
谷小学校・折立中学校連合運動
会▽出谷幼児教室・西川第二小
学校運動会
- ▼10月24日▽村営バス小坪瀬
線、松柱線一部運行再開
- ▼10月30日▽国道168号大字
折立地内の折立橋が応急復旧で
開通▽警戒区域の国道168号
車両通行規制を緩和▽昂の郷
「星の湯」、わらびお公衆浴場再
開(無料開放)▽村営バス神納川
線運行再開▽西川第一小学校・
西川中学校合同運動会
- ▼10月31日▽上湯川線運行再開
- ▼11月1日▽広域通院ラインバ
ス・奈良交通路線バス運行再開
▽南部老人憩の家公衆浴場再開
(無料開放)
- ▼11月3日▽上野地で赤谷、長殿
谷の土砂ダム工事状況の説明会実
施▽十津川第一小学校運動会
- ▼11月8日▽村営バス玉置川線
及び瀨八丁線臨時運行開始
- ▼11月10日▽十津川温泉郷の復
活をPR「十津川村フェア」▽十
津川高校体育大会
- ▼11月12日▽十津川高校文化祭
- ▼11月13日▽行方不明者の一斉
搜索
- ▼11月14日▽滝川で栗平土砂ダ
ムの説明会実施

【赤谷地区】

仮排水路工事、防護土堤工事を進めています。

【長殿地区】

防護土堰堤工事、仮排水路護岸工事などを進めています。

【栗平地区】

防護土堤設置、仮排水工事を進めています。



※ 1：工程は降雨による作業中止を見込んでいます。※ 2：工程は今後の天候に大きく左右されます。※ 3：対策工は現在検討中のため、今後変更の可能性があります。※ 4：緊急対策工事完了後に恒久的な対策工事を実施します。

土砂ダム緊急対策工事

資料提供：国土交通省近畿地方整備局

工種	数種	9月	10月	11月	12月	1月	……	工種	数種	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工事用道路設置	約3000m	■						ポンプ排水設備設置	1式	●	●	●	●	●	●
進入路設置	約1200m	■						ヘリポート	約20m ²	■					
水中ポンプ設置	1式	●	●	●	●	●	●	防護土堤設置	約250m				●	●	●
防護土堤設置	約600m					●	●	仮排水路掘削	約520m						
仮排水路設置	約105千m ²							工事用道路	約1040m						
仮排水路護岸工事	約6.3千m ²							仮設棧橋設置	約150m						
								進入路設置	約750m						

無人化施工を実施(赤谷・長殿地区)

土砂の崩落・転石個所などの危険性がある崩壊斜面に近接する箇所における工事の実施にあたり、作業の安全確保に万全を期すため、建設機械を無線で遠隔操作し無人での作業を行う「無人化施工」を実施しています。

↓土砂ダム緊急対策工事無人化施工例(長殿地区)

- ①施工内容・施工期間 防護土堤の施工 堤長：75m
- ②使用機械 油圧ショベル ※(分解型・1.0m³級) 1台

※国内最大級の分解型ショベル(中部地方整備局所有)を災害現場に日本で初めて実践投入。
※赤谷地区においても、同様の無人化施工が行われています。



▲搬入路がないためヘリで空輸し組み立て

▲危険な斜面で活躍するシャベル



送信機(無線操作)

災害特集



10月13日、新十津川町植田町長(左)が来庁。見舞金や義援金の目録を村上副村長(右)に届けられる。

新十津川町の支援・絆

～ありがとう「災害応援隊のみなさん」～



写真:新十津川町災害応援隊のみなさん／右から谷口さん、松尾さん、由野さん(いずれも役場庁内で撮影)

「母村の危機を見過ごせない」

村民のどれも経験したことのない災害発生からわずか2週間後の9月18日、村の復旧・復興を支援するため、新十津川町から災害応援隊として3名が入村しました。

▼新十津川町災害応援隊

(敬称略)

隊長 谷口 秀樹
副隊長 由野 格
隊員 松尾 昭彦

谷口さんは観光振興課で壊滅的な被害を受けた十津川温泉の源泉復旧工事などの業務、由野さんは福祉事務所での支援物資の仕分けや長殿地区の警戒区域監視、介護保険事務など多岐にわたる業務、松尾さんは総務課で災害救助法の業務をそれぞれ担当しました。

11月17日までの2か月間、応援隊はそれぞれの部署で刻一刻と状況が変化する災害対策に臨機応変に対応し、昼夜を問わず業務を続けました。村の復旧のため一心に取り組む姿が、国や県、自衛隊員、何よりも村民や職員に勇気と元気を与えてくれました。

谷口さんは災害以前から本村との交流が深く、村の駅伝大会に招待された新十津川町チームの引率や町青年会の本村訪問研修の引率、本村青年団の新十津川町訪問研修の受け入れなど、両町村の交流に携わっていました。災害前の状況をよく知る谷口さんが村の被害をニュースで知ったとき、「村がどうなっている」と強く感じたといいます。

応援隊は、町が村への派遣を募り、そこに自ら志願して派遣を決めた方々でした。志願を決めたときの想いを「家族がいる。正直戸惑いもあったが、母村の危機を見過ごせない」と谷口さんは話しました。

11月17日、2か月間の激務を終えた応援隊のみなさんが帰町する日を迎え、9時から住民ホールで見送り式が行われました。谷口さんは「復興はこれからが本番と感じていますが、目に見えるかたちで復旧が進んでいます。町に帰って、母村が頑張っている姿をみなさんに伝えたい」と話しました。

帰路に着いた応援隊を見送る職員の間には、仲間が去

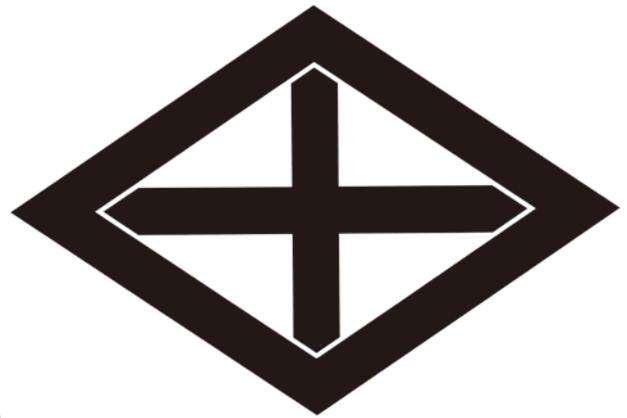


写真:右 両町村の紋章(十津川村の村章、新十津川町の町章、両町村同じ紋章となっている)
 写真:中 お米「ななつぼし」に書かれた「がんばろう十津川」(新十津川町の河村さんより寄贈)
 写真:左 10月13日に植田町長が来村されたとき、見舞金や義援金と一緒にとどけられた千羽鶴など。(町の小学校から応援フラッグ、中学校から応援メッセージが入ったビデオレターが、それぞれ村の小・中学校に届けられました。千羽鶴は役場の教育委員会事務局前の廊下に展示されています。)



写真:右から 新十津川町長が折立橋落橋現場視察、新十津川町長来庁(役場村長室)、応援隊見送り(役場玄関前)

る寂しさと同時に感謝が溢れました。見送った日の夜、役場に「こちらは雪です。無事、新十津川町に到着しました」と遠く離れた北の大地から届いた声に職員一同心温まるものを感じました。

明治22年8月の大水害、「幾世代にわたってその因縁を保ち、由緒を相続する」と北海道移住に臨んで誓い合った言葉。両町村の先人が築いてきた絆は、現在にも受け継がれ、その絆がこの度の大水害で甚大な被害を受けた村に、本当に大きな勇気と元気を与えてくれました。

この災害を風化させないこと、そして新十津川町からの支援と両町村の絆を後世に伝えていくことが、村の大切な使命のひとつだと感じています。

「新十津川町の支援の動き」

- ▼9月9日▽植田町長を本部長とする「十津川村緊急支援対策本部設置」▽義援金の募集を開始
- ▼9月18日▽新十津川町から派遣された3名の応援隊が着任
- ▼10月13日▽植田町長・藤

澤総務課長来村▽見舞金5千万円・義援金約1千5百万円の目録を届けられる

▼10月15日▽新十津川町の社会福祉法人「明和会」から職員5人のみなさんが高森の郷に介護応援のため来村(20日までの6日間)

▼10月26日▽新十津川農業高校から十津川高校に応援メッセージと生徒が実習で収穫した米28kg×4袋が届けられる



11/10

十津川温泉郷の復活をアピール 「十津川村フェア」

11日の十津川温泉郷の営業再開を前に、温泉郷の復活をアピールする「十津川村フェア」が奈良市の奈良公園内で開かれました。

この日は村の食材を使った料理、特産品の販売や、村から運んだ温泉の足湯も行われました。参加した観光協会の会員は、「これから村をアピールし、たくさんの観光客を村に呼び込みたい」と意気込んでいました。足湯も来客者に好評で、「いい温泉。ぜひ十津川村に行って生きた温泉に浸かりたい」と話されました。



五條消防署十津川分署の開署式が折立中学校体育館で行われました。式典では、更谷村長が「日々訓練を積み重ねられた隊員の皆さんによる救急救命活動や消防活動、予防指導活動など消防の常備化は、村民にとって大変心強い」とお礼を述べ、初代十津川分署長の辻本分署長が「防災の拠点として村民の安心安全を確保していきたい」と述べられました。

昨年12月の北部3区に続き、28日正午から南部4区を含めて村内全域が五條消防の管轄となりました。開署を前にグラウンドでは、救急車や救助工作車などの車両のほか、救助に必要な特殊な資機材も披露されました。

救急車や救助工作車、ポンプ車などを配備し、村民の生命や財産を守ってくれます。

11/28

村民の生命や財産を守ります 五條消防署十津川分署開署式

11/28

米津群長、ありがとうございました

台風12号災害時、村で活躍された自衛隊。総指揮官を務めた大久保自衛隊第7施設群の米津群長が12月1日付けで茨城県ひたちなか市の勝田駐屯地へ異動されました。異動に先立ち、習田2科長と小原出身の笹内陸曹長などが同行され、その異動の報告と村の復興を自身の目で確かめました。

災害当初から村に入り、村民のために活躍されました。多大なるご尽力ありがとうございました。



秋の叙勲

丸谷茂安さん(大字折立)が 「瑞宝単光章」を受章

11月3日

11月3日(木)、秋の叙勲の受章者発表があり、丸谷さんが消防功労として「瑞宝単光章」の栄誉に輝きました。
丸谷さんは、昭和38年に消防団に入団され、平成13年から副団長として、45年8月の永きにわたり、村民の生命、身体及び財産を火災などの災害から防ぎ、消防力の強化、充実に尽力され、本村消防の発展に貢献されました。
翌日、奈良県知事から伝達があり、栄誉ある章を受章されました。おめでとうございます。



としろう 田花敏郎さん(大字平谷)が 奈良新聞文化賞を受賞

10月26日

第16回奈良新聞文化賞の授賞式が奈良市の春日野荘で行われ、村から田花敏郎さん(大字平谷)が受賞されました。
この賞は、県内の学術、文化、芸能、スポーツ、産業などの分野で活躍している個人・団体を表彰するもので、田花さんは、全国の日本源泉かけ流し温泉協会の初代会長に就任し、十津川温泉郷を含む全国9つの源泉かけ流し温泉のアピールや村の観光協会長として地域振興に取り組まれたことが高く評価されました。おめでとうございます。



11/25

おじいちゃん・おばあちゃん 僕たち、私たちの発表どうでしたか

11月25日、特別養護老人ホーム「高森の郷」で、みどり保育所の園児が歌やダンスなどを発表しました。台風12号でおじいちゃん、おばあちゃんがさみしい思いをしないだろうか、少しでも温かい気持ちになれたらと思いい今回の発表となりました。
「げんこつ山のためきさん」などの童謡に合わせ、おじいちゃん・おばあちゃんといっしょに遊びました。発表会を終えた園児は「おじいちゃん、おばあちゃん喜んでくれてよかった」と恥ずかしそうに答えてくれました。



お知らせ

成人式のご案内



新成人対象者は、平成3年4月2日から平成4年4月1日まで生まれた方です。既に成人式のご案内を発送していますが、未着の場合や名簿にお名前の無い方、お名前に間違いがある方はご連絡ください。

平成24年1月3日(火)
午前9時30分開式(受付：午前9時)
〒104 0044 東京都中央区新富町1-1-1
新富町1-1-1 新富町1-1-1

講師 「㈱日本旅行西日本営業本部 営業推進事業部担当部長」 藤田 二ツワ
カリスマホシ来員「マコト」
平田 達也さん(奈良県大淀町出身)
演題 「ふるまひの粋、人の粋」
教育委員会事務局

0746(62)0067

●新成人対象者(敬称略)

池尾 尚悟、池山 華子、岩本 拓真
岡田 章宏、岡田 真央

★日曜診療当直医★

月日	診療場所
12月18日	小原診療所
12月25日	中川 医院
12月30日	小原診療所
1月2日	小原診療所
1月7日	小原診療所

診療時間は9:30~16:30です。
(※年末年始は10:00~16:00まで)

★整形外科診療★

月日	診療場所
1月5日午前	小原診療所
1月5日午後	上野地診療所
1月19日午前	小原診療所

Information

インフォメーション

代表 0746-62-0001
I P 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

一 庁舎3階 -
議会事務局 62-0002

一 庁舎2階 -
総務 62-0001
観光 62-0004
農林 62-0005
教育 62-0003 62-0067

一 庁舎1階 -
窓口 62-0900
福祉 62-0901 62-0902
財政 62-0903
建設 62-0904 62-0905
出納 62-0906

一 庁舎地下1階 -
生活環境 62-0907

一 庁外 -
衛生センター 63-0391
し尿処理場 63-0291
小原診療所 63-0040
上野地診療所 68-0207
歴史民俗資料館 62-0137
体育文化センター 63-0067

一 そのほか -
観光協会 63-0200
森林館(古ル野) 62-0567
道の駅十津川郷 63-0003
泉湯 62-0090
滝の湯 62-0400
庵の湯 64-1100
温泉プール 64-0762
高森の郷 64-1800
社会福祉協議会 64-0666
北部保健センター 68-0017
森林組合 64-0301
商工会 62-0132
十津川警察庁舎 63-0110

ご注意を!

公的機関の職員を装った不審電話にご注意を!

「医療滞り金があるので現金自動預払機(ATM)で受取り手続きをしてください」と、突然かかってくる電話の指示に従い、現金自動預払機(ATM)で多額の現金を他人の口座に振り込んでしまう被害が、県内の高齢者を中心に発生しています。公的機関が「現金自動預払機(ATM)

を操作するように指示する「金融機関口座の残高や暗証番号を尋ねる」とは絶対にありません。



被害にあわないために!

▼生年月日、口座番号、携帯電話やキャッシュカードの有無を教えない。▼
▼相手を必ず確認し、不審な番号には電話をしない。▼保険証やキャッシュカードを渡さない。
▼「おかしいな」と感じたらひとりで判断せず、ご相談ください。

0744(29)8430

0746(62)0901

募集

自治医科大学入学者募集

募集の対象

高等学校を卒業した方及び平成24年3月卒業見込みの方、またはこれと同

お知らせ

平成24年経済センサス活動調査を実施します

奈良県医師・看護師確保対策室
医師対策係 〒630-8501
奈良市登大路町30
0742(27)8644



福祉事務所からお知らせ

保健だより



子宮頸部がん、 乳がん検診に行こう！ ～早期発見・早期予防～

・上記の集団検診を受診できなかった方や無料クーポン対象者の方でまだ受診されていない方へ

受診期間は、平成24年2月末までです。
受診には、**村が発行する問診票が必要**ですので、福祉事務所 保健衛生係までお気軽にお問い合わせください。

【受診できる医療機関】

- 奈良県立五條病院（受診日は金曜日）
- 新宮医療センター（受診日は火・木曜日）
- ※受診は予約制です。
- 自己負担2,000円（※クーポン券をお持ちの方は無料です）

無料検診対象年齢はこちら！

- 子宮頸部がん：平成23年4月2日時点で20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方
- 乳がん：平成23年4月2日時点で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方

～にこやかサロンと 保育所の交流会～

11月15日、にこやかサロンのこどもたちが花園保育所の園児たちと一緒に交流会を行いました。音楽療法でリズムをとったりと楽しい交流会になりました。次のにこやかサロンは11月18日(水)風屋の北部老人憩の家で予定しています。



【問】福祉事務所 ☎0746(62)0901

10月から「子ども手当」が 変わりました！



これまで子ども手当を受け取っていた方も含めて、申請は全ての方がが必要です。

【問】福祉事務所 ☎0746(62)0902

来年の2月1日現在で全国一斉に、平成24年経済センサス活動調査が行われます。調査は、全国すべての事業所を対象に行われるものですので、ご協力お願いします。
問住民課 ☎0746(62)0900

南和の医療等に関する協議会 (第6回)

「第6回南和の医療等に関する協議会」が11月7日、斑鳩町のいかるがホールで開催され、知事(協議会会長)や、南和地域の12市町村長が出席しました。この日は、受益と負担のあり方について各構成団体毎の負担割合の合意、また、「(仮称)南和広域医療組合」の規約や基本構想・基本計画の骨格が合意され、大きな一歩を踏み出しました。
問南和の医療に関する協議会(五條市本町3-1-13内吉野保健所2階)
☎0747(22)1283

人事異動

12月5日付()は旧職

- 課長級▼上東 清房・生活環境課水道事業対策室長(建設課指導主事)
- 係長級▼東 辰夫・生活環境課水道事業対策室係長(生活環境課係長)▼中根健一郎・生活環境課水道事業対策室係長(生活環境課係長)▼田中秀憲・生活環境課係長(総務課係長)
- 主査級等▼山香慶造・生活環境課水道事業対策室主事(生活環境課主事)

県情報システム課からお知らせ

台風12号時の通信状況に関する聞き取り調査のため調査員が訪問しますので、ご協力お願いします。
☎0742(27)8446

議会だより

▼平成23年十津川村議会「第4回臨時会」が11月9日に開かれ、「一般会計及び特別会計の補正予算、特別委員会を設置する条例の議案を審議されました。」

補正予算

- 十津川村「一般会計補正予算(第3号)」歳入歳出それぞれ6億6,191万4千円追加。総額70億5,332万5千円
- 十津川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出それぞれ767万4千円を追加。総額2億8,169万7千円

条例

- 十津川村「ダム対策特別委員会条例」ダムに関する諸問題への対策、その他諸事項を調査、審議するための特別委員会を設置する条例を定めました。
- 十津川村「湯泉地温泉事業特別会計補正予算(第1号)」 歳入歳出それぞれ1,000万円を追加。総額6,510万2千円
- 十津川村「湯泉地温泉事業特別会計補正予算(第1号)」 歳入歳出それぞれ250万円を追加。総額1,738万3千円
- 十津川村「湯泉地温泉事業特別会計補正予算(第1号)」 歳入歳出それぞれ1,000万円を追加。総額6,510万2千円

委員長	松實	豊隆
副委員長	温井 利一	
委員	千葉 浩一	
	栗栖 正久	
	柳瀬 章	

村職員の給与・定員など 状況を公表します

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国や地方公共団体に準じて対応しています。

職員の定員についても、十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民の皆様には職員給与・定員の実態を正しく知っていただくため、その概要を公表します。

●人件費の状況 (平成22年度普通会計決算)

人 口	4,063人
歳出額(A)	6,134,329千円
実質収支	193,781千円
人件費(B)	763,072千円
人件費率 B/A	12.4%

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む
(平成21年度の人件費率 14.1%)

●職員給与等の状況

(平成23年度普通会計予算)

職員数 (A)		106人
給 与 費	給 与	355,357千円
	職員手当	78,016千円
	期末・勤勉手当	126,750千円
	計 (B)	560,123千円
一人あたり給与 B/A		5,284千円

(注)職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成23年4月1日現在)

区分	一 般 職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	252,950円	228,300円	－円
15年以上 20年未満	279,900円	256,867円	－円
20年以上 25年未満	354,880円	301,700円	268,888円
25年以上 30年未満	385,114円	347,614円	275,300円
30年以上 35年未満	396,766円	388,958円	389,894円
35年以上	－円	406,966円	－円

●特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
村 長	675,000円	6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 計 2.95月分 加算措置 有
副村長	590,000円	
議 長	280,000円	
副議長	235,000円	
議 員	215,000円	

●一般行政職の級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	合 計
標準的な 職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職 員 数	10	17	14	18	21	80
構 成 比	12.5%	21.2%	17.5%	22.5%	26.3%	100%
1年前の構成比 (参考)	11.7%	22.1%	19.5%	20.8%	25.9%	100%

●初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	初任給	一般行政職	
		大学卒	高校卒
村	初任給	161,600円	140,100円
	採用2年経過日給料月額	178,800円	149,800円
国	初任給	172,200円	140,100円
	採用2年経過日給料月額	185,800円	149,800円

村は、十津川村を示す。

●平均給料・平均給与月額と平均年齢 (平成23年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均 年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均 年齢
村	295,996円 (361,221円)	41.1歳	274,168円 (302,458円)	50.3歳
国	327,205円 (397,723円)	42.3歳	283,862円 (321,662円)	49.5歳

村は、十津川村を示す。

●昇給期間短縮の状況

区 分	一般行政職		技能労務職	
	22年度	23年度	22年度	23年度
職 員 数 (A)	77	80	17	16
普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数(B)	0	0	0	0
比 率 (B)/A)	0%	0%	0%	0%

●退職手当

(平成22年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勸奨・定年・その他	
勤続20年	23.500月分	30.550月分	十津川村 と同じ
勤続25年	33.500月分	41.340月分	
勤続30年	41.500月分	50.700月分	
最高限度額	59.280月分	59.280月分	
1人あたり 平均支給額	789千円	6,169千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)			

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成23年度)

区分	内 容 (月額)	
扶養手当	配偶者	13,000円
	扶養親族	6,500円
	配偶者がいない場合1人目	11,000円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限)27,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km 3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ	

●期末・勤勉手当

(平成23年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.25月分	0.70月分	十津川村と同じ
12月期	1.35月分	0.65月分	
計	2.60月分	1.35月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●特殊勤務手当

(平成22年度普通会計決算)

区 分	全 職 種	
職員全体に占める手当支給職員の割合	24%	
支給対象職員1人あたり平均支給年額	124千円	
手当の種類(手当数)	8	
手代 当表 の 名 な 称	支給額の多い手当	清掃業務手当 救急業務手当
	多くの職員に支給されている手当	救急業務手当 年未年始勤務手当

●時間外勤務手当 (平成22年度普通会計決算)

区 分	金 額
支給総額	16,029千円
職員1人あたり支給年額	225,761円

●部門別職員数の状況と増減数(人)

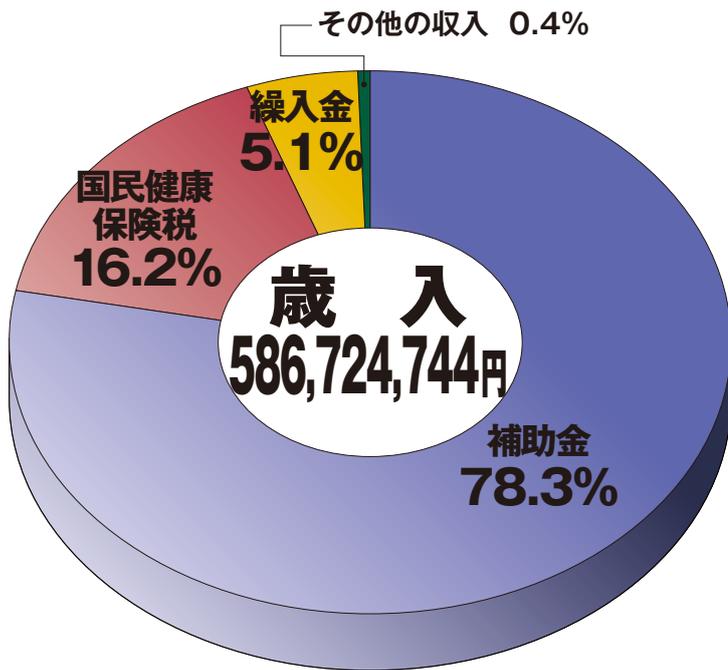
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政職部門	議 会	2	3	1	採用・退職
		総 務	24	23	▲1	
		税 務	3	3	0	
		民 生	21	20	▲1	
		農 水	9	10	1	
		衛 生	8	9	1	
		土 木	9	11	2	
		商 工	4	4	0	
	小 計	80	83	3	新規採用 6名 普通退職 ▲3名 その他 ▲1名	
教 育	25	24	▲1			
公 営 企 業 等	水 道	3	3	0		
公 営 企 業 等	其 他	10	10	0	計 ▲4名	
	小 計	13	13	0		
合 計		118	120	2		

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く(教育長含)

険特別会計決算報告

平成22年度の国民健康保険特別会計の決算がまとまり、9月の定例議会で承認されました。その概要をお知らせします。



■補助金

保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金などの一部を国、県などが負担するお金です。

■国民健康保険税

加入者が納める税金で、保険給付費などに充てられます。

■繰入金

国保会計の財源の一部を、国、県及び村が補てんするお金です。

■繰越金

平成21年度の繰越金です。

■諸収入

交通事故など第三者行為にかかる損害賠償金などです。

■手数料

国保税の督促手数料です。

	平成22年度決算額	構成比
補助金	4億5,956万2,465円	78.3%
※国民健康保険税	9,505万6,760円	16.2%
※繰入金	2,999万3,643円	5.1%
※その他の収入	211万1,876円	0.4%
合計	5億8,672万4,744円	100.0%

※国民健康保険税の内訳

医療保険分	6,907万8,463円
後期高齢者医療保険分	1,577万7,153円
介護保険分	1,020万1,144円

※繰入金の内訳

法定分	2,999万3,643円
財政補てん分	0円

※その他の収入の内訳

繰越金	176万6,099円
諸収入	2万7,677円
手数料	1万1,100円
分担金及び負担金	30万7,000円

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお金(国保税)を出し合い、医療費の負担を少なくするため、助け合いの制度です。もし、国保税を納めない人がいると、ほかの加入者との公平を欠くばかりか、財源が不足し、税率の引き上げにもつながります。長引く経済の低迷や低所得者層の増加により国保税の収入が減る一方で、高齢化や生活習慣病などの長

期治療を必要とする慢性疾患患者の増加、医療の進歩・高度化で、医療費は年々増加、国保財政は依然厳しい状況となっています。今後、皆さんが安心して医療を受けられ、国保財政が健全に運営されるように、日ごろから健康づくりを心がけ、医療費を節約するとともに、国保税の期限内納付にご協力ください。

平成23年度へ繰越
11,244円

国民健康保

●平成22年度実績

国保世帯数(年間平均)	775世帯
被保険者数(年間平均)	1,340人
1世帯当たり調定額(医療分)	89,422円
1人当たり調定額(医療分)	51,718円
1人当たり医療費	363,359円
国保税収納率(現年度分)	96.72%

■保険給付費

加入者の医療費や出産育児一時金、葬祭費などに係る経費です。

■保健衛生普及費

医療費通知に係る経費です。

■共同事業拠出金

高額医療費共同事業に係る拠出金です。

■後期高齢者支援金

長寿医療制度を支えるために国保が負担するお金です。

■介護納付金

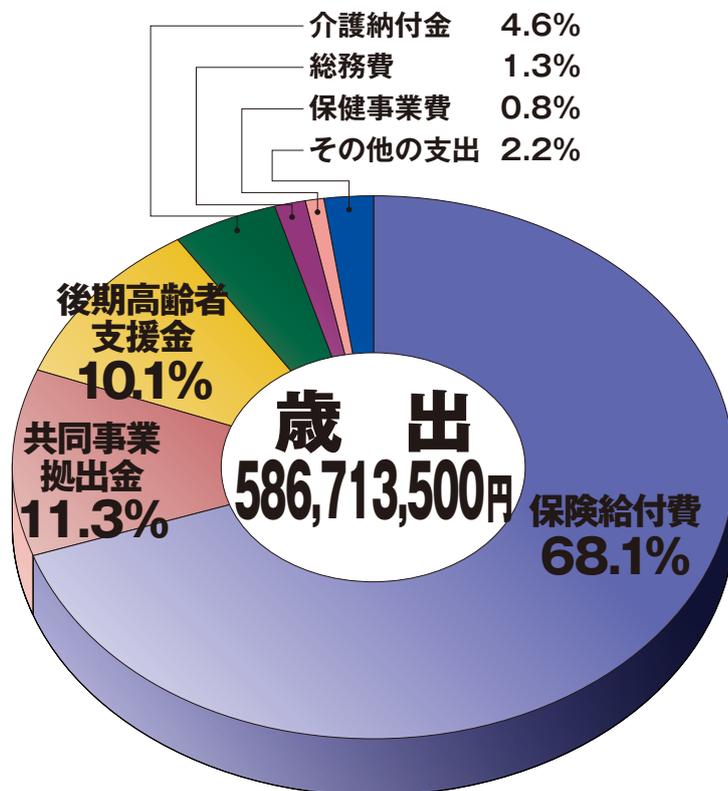
介護保険制度を支えるために国保が負担するお金です。

■直診勘定繰出金

直営診療所に対する国の補助金です。

■総務費

システム改修など国保の事業運営にかかる経費です。



	平成22年度決算額	構成比
※保険給付費	4億0,940万6,377円	69.8%
共同事業拠出金	6,631万4,365円	11.3%
後期高齢者支援金	5,907万7,942円	10.0%
介護納付金	2,696万6,463円	4.6%
総務費	755万6,191円	1.3%
※保健事業費	459万3,929円	0.8%
※その他の支出	1,279万8,233円	2.2%
合計	5億8,671万3,500円	100.0%

※保険給付費の内訳	
療養諸費	3億5,641万1,064円
出産育児一時金	1,680万0,840円
葬祭費	54万0,000円
高額療養費	5,077万4,473円

※保健事業費の内訳	
保健衛生普及費	46万0,509円
特定健康診査等事業費	413万3,420円

※その他の支出の内訳	
前期高齢者納付金	10万2,915円
老人保健拠出金	128万0,604円
直診勘定繰出金	900万5,000円
総務省	240万9,714円

今月は、国保税第7期・
住民税第4期の納期です。
納期限は、1月4日です。
忘れず納めましょう！

【お問い合わせ】

国保の税に関することは・・・
財政課 ☎0746(62)0903
国保の医療に関することは・・・
福祉事務所 ☎0746(62)0901



ちよつと増やせる

「付加年金」をぐ存じですか

年金額をもっと引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度があります。国民年金の第1号被保険者の方や任意加入被保険者が定額保険料に月額400円をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せして支給されます。

付加保険料と付加年金の額

付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間納めたときの総付加保険料額の2万4,000円(4000円×60か月)に対し、65歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金の額は年額1万2,000円(2000円×60か月)となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

公的年金を損得勘定で考えるのには一部のご批判もあります。が、あえて言えば、この厳しい「超低金利時代」にあつては、朗報と言えぬ制度ではないでしょうか。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)などはありません。

一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

納付期限を過ぎると

納められません

付加保険料を納められる方は、次のとおりです。

- ① 自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られません。
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度もあります。

納付をやめても

掛け捨てになりません

納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

付加保険料の手続きと相談先は、お住まいの市区町村の国民年金の窓口または住所地を管轄する年金事務所です。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

農業者年金の加入者は

必ず納めます

農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をもあわせもった制度です。

農業者年金に加入できるのは、60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付しなければなりません。

農業者年金の加入の際に、最初の窓口となるJAなどでは、市区町村の国民年金の窓口で付加保険料の納付の届出を行うよう指導しています。

▼お問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

☎0745(05)1165

大和高田年金事務所

☎0745(22)3531

住民課

☎0746(62)0001

直通0746(62)0900

平成23年11月・12月は

市町村税・県税の一斉



滞納整理 強化期間



この期間、市町村・県では税の公平・公正を確保し、納税者の信頼を守るため、差押えなど滞納整理の強化に取り組みます。

11月・12月は、「市町村税・
県税の一斉滞納整理強化期
間」です。

期間中、滞納のある方に催告書をお送りしています。再三の催告があっても納付されない場合は、滞納のある方の財産(預金、給与、不動産、生命保険、自動車など)の差押えなどを行うことがあります。

期間中の取り組み

- ①市町村と県の不動産合同公売の実施
- ②財産調査の強化
- ③差押えの強化



「市町村税や県税を納付されない方に対して自動車を差し押さえて引き上げることがあります。」

●納税義務者の方が十津川村外に住所を有し、その住所に変更があった場合、また法人で名称変更や住所変更などがあった場合は、変更前と変更後の内容についてご連絡ください。

●納税義務者の方が、十津川村外、奈良県外または外国へ転出するなどやむを得ない理由で固定資産税を納付する事が困難になる場合、村内に住所などを有する方または村外に住所などを有する方のうち、納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する方(納税管理人)を定めた場合はご連絡ください。

●固定資産所有者(納税管理人など)が亡くなり相続登記が完了するまでの間、固定資産税などの書類(納税通知書など)を受理する相続人代表者を連絡してください。
なお、この手続きは固定資産税に関するもので、名義を変更する相続登記(法務局)や相続税の申告(税務署)とは関係がなく、それぞれ別の手続きが必要です。

次のような場合、財政課・税務係までご連絡ください。
☎0746(62)0903

固定資産税納付に
関するお願い

村を元気にするために 地域雇用創造協議会（第12回）

【発信】
地域雇用創造協議会事務局
住所：十津川村小原225-1
十津川村役場
観光振興課内
電話：0746-62-0004
(内線：235・236・237)

柿アレンジメント

「柿は、裏の山から採ってきて神棚に供えるもの」という方が多いのではないのでしょうか。でも実は、括り柿の他にもお花と合わせたりリースにしたりと、様々な活用方法が考えられます。

フラワーアレンジメントの先生と一緒に新しい柿の使い方を考えてみませんか？11月～2月のうち毎月1回、全4回開催します。

フェーリング

8月に近畿大学農学部でフェーリングという団体の学生たちと地域興しについて話しあう機会がありました。フェーリングは環境について研究しており、小学校で環境の授業を行ったり、緑化活動や生き物の生息場所づくり、地域活性のお手伝いなどを行っています。

過去に村内で林業体験や観光プラン作りをしたこともあり、今年の十津川での合宿の際に、協議会の取り組んでいる事業を紹介し、「地域活性とは何か」について話し合いました。地域活性について、学生は「フェーリングは何かができるか」というテーマで意見を出し合い、活発な議論が行われました。このように村外の大学生が十津川のことを考えてくれていることを嬉しく思います。彼らが情報発信をすることで観光客が増えたり、交流の中で活性化のヒントが生まれるのではないかと考えます。

十津川く調理実習

商品となる品質の高いハーブを作り、それらの利用法を考え加工品を開発していきます。

ハーブと平行して進めているのが「こんにゃく」です。こんにゃくは獣害に強く、昔から十津川村で食されてきました。これからは従来の食べ方だけでなく、甘味物やお漬物など今までは違った料理や食べ方をみなさんに提案していく予定です。



↑〈調理実習の様子〉

ハーブジュース

すは村のみなさまに知ってもらい、ゆくゆくは村の特産品として村外へ発信できるようにしたいと思っています。それらを通じて各事業が成長し、産業として成り立つことを目指しています。

ハーブの効能や幅広い用途を知り、実際に「食」と「もの」の2つの分野の加工品を作る実習も兼ねた、全5回の講座を開催中です。また、ハーブの栽培に関する講座も予定しています。講座では、ハーブの植え付けから手入れの仕方、収穫の仕方などを学びます。

協議会は、武蔵の休耕地でビニールハウスと地植えの2つの方法で試験栽培を行います。需要の多さや、土地との相性、畝の郷で試験栽培中に獣害にあわなかったという事実などから、バジルを主として栽培することに決まりました。ただし、本来植え付け時期はGW頃なので、今は一時的にチャイブ・イタリアンパセリ・チャービル・マスタードイエローを植え植えることになりました。



↑〈村内で栽培されているハーブ〉

早いもので、もう12月です。台風後、予定していたセミナーが中止となっていました。3月までセミナーの予定が目押しですので、ぜひご参加ください。セミナーを通して、私たち協議会としても開発、試作品作り、試験販売を繰り返して商品を磨き上げていきたいと思っております。そのために商品との接点を多く持つよう、村内の飲食店やお宿の食事での提供、売店での販売などができるような場づくりも必要だと考えています。ま

人のうごき

(敬称略)

おめでた

瀧本 祐子(ゆうこ) 女 9月 27日
父:正章 母:鈴子(平谷)
岡田 昊大(こうだい) 男 11月 12日
父:亥早夫 母:七美(五百瀬)

ご結婚

玉置 一也(折立) 前倉 紗織(永井)
松井 良紀(永井) 仲間まゆみ(箕面市)

おくやみ

今西喜代茂 102歳 8月31日(風屋)
井村 頼子 90歳 9月 2日(谷瀬)
田中 孝夫 73歳 9月 3日(上湯川)
山本 忠美 57歳 9月 3日(谷垣内)
森 段造 82歳 9月 4日(長殿)
森 勝子 79歳 9月 4日(長殿)
藤川 繁子 68歳 9月 4日(長殿)
市原 竹尾 90歳 9月 4日(長殿)
岡 美佳 36歳 9月 4日(野尻)
山村富美子 95歳 9月 4日(折立)
津本 正子 81歳 9月13日(宇宮原)
上坊 達郎 74歳 9月17日(出谷)
森本ミツ子 87歳 9月18日(上野地)
森下 泰壽 78歳 9月22日(平谷)
千葉ヒサエ 84歳 9月25日(小山手)
植 靖彦 98歳 9月26日(竹筒)
久保さかゑ 90歳 9月26日(高津)
津越八重子 83歳 10月10日(山手)
岡 信幸 80歳 10月10日(池穴)
辻 アヤ子 88歳 10月20日(平谷)
和田 泰尚 79歳 10月21日(谷垣内)
西増 房夫 82歳 11月 6日(神下)

善意銀行 (敬称略)

- ・アムウェイスターシップグループ
梅谷 倫美、西 克子
- ・中野 利夫
- ・泉谷 和子
- ・岸尾 ます子
- ・天理教十津川分教会
- ・大和高田市社会福祉協議会
- ・東大阪市社会福祉協議会

お誕生の おめでとう!



辻 有磨ちゃん(小原)
(9月1日生まれ・満1歳)

食べるの大好き
元気に育ってね。

父…隼人 母…紀子



片山 瑳京ちゃん(小原)
(9月7日生まれ・満2歳)

歌と踊りが
上手になりました♪

父…慎也 母…清美



榊本 爽葵陽ちゃん(平谷)
(10月11日生まれ・満2歳)

明るく元気に☆

父…雅之 母…ナターリヤ



森 謙志郎ちゃん(上野地)
(10月28日生まれ・満1歳)

え?っていう顔からの
笑顔に乾杯!
いつまでも健やかに☆

父…操織 母…恭子



上垣 友乃ちゃん(谷垣内)
(11月9日生まれ・満1歳)

笑顔がかわいいゆのちゃん
♪これからも元気
いっぱい育ってね!

父…幸治 母…小由里



稲田 陽菜ちゃん(折立)
(11月28日生まれ・満2歳)

元気いっぱい!
笑顔いっぱい!
1年にしようね☆

父…学 母…由紀子



則本 渉ちゃん(出谷)
(12月18日生まれ・満1歳)

渉の笑顔にいつも
元気をもらっています!!

父…辰人 母…裕子

このコーナーでは、発行月に誕生日を迎える子ども(1~3歳)の写真や、ご結婚された幸せなお二人の写真を募集しています。詳しくは、総務課・広報担当までお気軽にお問い合わせください。



☎0746(62)0001

まだまだ若い者には 負けやあせん!

玉田 文夫さん(89歳)男性 谷瀬

毎日畑仕事。収穫したものと草餅をつり橋茶屋に出荷するのが楽しみ。「おかげさまで」と先人に感謝の気持ちで日々暮らしています。ひ孫の顔を見るまで頑張りた。



訂正とお詫び

●10月18日付の臨時号1ページの「災害時における雇用保険失業給付の特別措置について」の箇所、「村内に所在する事業所で雇用されていた方(注1)、災害時やむを得ず事業所が休業(注2)」の箇所注意事項が未記載でしたので訂正しお詫び申し上げます。

注1⇒雇用保険に6か月以上加入しているなどの要件を満たす方/注2⇒災害で直接被害を受け休業した場合が対象

●今月号のHOTニュース、読者のページは休みます。



第58回十津川村駅伝大会
2012年1月8日(日) 10:00スタート
上野地→重里 8区間(37.9km)



十津川村消防出初式
2012年1月6日(金) 10:00~
湯之原 体育文化センター

災害復興イベント 第36回十津川温泉郷

「昴の郷」マラソン大会

2012年1月29日(日) 10:00スタート

ゲストランナー **高石ともやさん** 出場

- ・ハーフの部に替わり、5kmの部を設置
 - ・ボランティアスタッフ募集中
- 〒十津川村教育委員会「昴の郷マラソン大会」係
☎0746(62)0067



奈良県最低賃金が改定されました。

時間額 **693**円
(H23.10月7日発効)
最低賃金は、雇用形態や呼称を問わず、すべての労働者に適用されます。
〒奈良労働局賃金室
☎0742(32)0206

右上：11月13日に西川中学校グラウンドで行われた第7回西川区ソフトボール大会。5チームが参加し「出谷・上湯川チーム」が優勝！小学生チームも大健闘しました。

右：11月18日に昴の郷で行われた村ゲートボール大会。4チームが参加し、「風屋チーム」が優勝！また、25日には同会場でグランドゴルフ大会が行われ、森 孝行さん(小原)が優勝しました。

今月の表紙



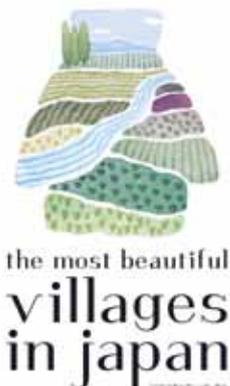
「十津川村フェア」奈良公園内で、十津川温泉郷の復活をアピール中。



あとがき

▶何十年何百年に一度といわれる災害が重なった今年、東日本大震災や紀伊半島大水害は尊い命を奪い多くの方が被災しました。本当に大変な状況の中、全国から被災地を支援する動きが起こり「うねり」となり支援の輪が広がっていききました。人と人のつながりが薄れて久しいと言われる現在、「他人事ではない」「助け合う」といった日本人の精神がそこにはありました。村も明治22年に次ぐ大水害を受けましたが、本当に多くの温かいご支援をいただきました。いろんな形で苦しみや悲しみを抱えつつも復興に向けた動きが広がっていくのだと思います。急流を乗り越えた鯉が龍になる昔話を思い、気持ち新たに迎えたい2012年の辰年です。(Y・T)

▶台風12号災害で、被災されたみなさまにお見舞いと亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、行方不明になっている方々が早く発見されますよう心よりお祈りします。人的災害が起こったとき、よく知っている人でしたから「これは夢であってほしい」と何度も現実逃避したくなるときがありました。日が経つにつれテレビや新聞から情報が入ってきて、現状を飲み込むしかありませんでした。3か月が経った今、村は復興への道のりを歩み始めています。村に支援くださった方々、復旧に携わってくれた方々など、人の温かみが改めて身にしみました。この村報を読んでいるみなさんに伝えたい「ありがとう」という感謝の気持ちを。(R・M)



●人 口 4,010人(+4人)

男性 1,991人(+10人) / 女性 2,019人(-6人)

●世帯数 1,997世帯(+5世帯)

【平成23年12月1日現在 ()は前月比】

健康に影響のない範囲で取り組もう！今冬の節電対策



村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

December.2011

No.603

12

十津川

村報とつかわ

むらづくりのキャッチフレーズ「心身再生の郷」

【特集】

P2~P7 災害特集

- カメラスケッチ○お知らせ○議会だより○村職員の給与等
- 国保だより○国民年金○税○村を元気にするために○人の動き

